

『特定の版面』に対象を限定した権利」についての考え方

平成25年7月29日
一般社団法人 日本書籍出版協会

第1 著作権に関する議論の整理

中山提言①について

現行著作権と基本的に同様の性格を持つはず。そうであるならば

設定期間中は、最初に発行される形態だけでなく、将来発行されるあらゆる形態の出版物についても、当該著作物に関する著作権限を包括的かつ独占的に出版者に付与するもの。

中山提言①（現行著作権）の効果

同じ著作物の第三者による出版行為に対抗できる。

中山提言①（特約による分割設定が行われた場合、現行著作権も同様）の限界

同じ形態の侵害行為にのみ対抗可能。

出版界が抱える海賊版問題

紙の出版物のデッドコピーによる電子海賊版の横行

→「電子出版物」についての、中山提言①の設定が必要となる。

→雑誌掲載時に、雑誌への掲載権許諾とは別個に、その著作物についての電子出版をカバーする中山提言①の設定を受けなければ、電子海賊版に対抗できない。しかし、第2で述べる通り、多くの場合雑誌掲載に著作権を設定することは現実的でない。

第2 出版実務からの中山提言①（現行著作権）の限界

雑誌掲載に関する当事者間の意識

多くの場合、その雑誌に掲載する限りの許諾、が著作権者、出版者の共通認識

→雑誌限りという認識と、一定期間包括的かつ独占的、との間には大きな隔たり

→共通認識と現行著作権（中山提言①）とは適合しないため、使えない。

雑誌と同様に、その出版物限りの掲載、という種類の合意に基づいて出版される出版物は、相当数存在する。

第3 「『特定の版面』に対象を限定した権利」（中山提言③）について

標記権利は、対象を特定の版面に限定するものの、その効果としては著作権の内容を含むものと考えている（第5回資料8の「選択型」、森田委員発言同旨）。

今回の改正議論は、一定の出版契約に対第三者効、特にいわゆる海賊版対策の法的効力を付与することを主な目的としている。上記第2の通り中山提言①は雑誌を含む多くの出版物で実務上設定が困難であり、また第1で述べたとおり、電子出版をカバーする中山提言①の設定が、雑誌発行時に行われていなければ雑誌をスキャンした海賊版対策には効果がない。しかし、中山提言③であれば、それらの問題点の多くが解決しうるものであると考える（第5回資料3）。

第4 主に著作権者団体から寄せられた意見についての疑問

中山提言③に反対する著作権者団体の意見

『原稿』における表現まで出版者の権利が拡張される点は同意できない」（第5回資

料4)、「版面の権利を出版者と共有する考え方にはなじまない」(第5回資料5)、「出版社がこのような効力を行使できることが妥当であるのかについて非常に疑問」(第5回資料6)は、いずれも同趣旨であると思われるが、残念ながらこの権利(中山提言③)を理解する上で、いくつかの誤解があるのではないだろうか。

誤解があると思われる部分

中山提言③によって出版者に付与される権利は、紙の出版物であればまず著作物をその出版物として複製し譲渡する権利である。版面上に表現される著作物についての権利は完全に著作権者に留保されているのであり、「『原稿』における表現まで出版者の権利が拡張」されるものではない。もちろん、著作権が出版者と共有となるものでもない。

上記各意見は、「版面」に出版者の権利が設定されることによって、著作権者自らが版面を利用する際に、出版者の許諾が必要となることに問題を感じているのかもしれない。しかし、この出版者の権利が存続するのは出版権の設定期間中であり、具体的には当該出版物が市場で流通している間、ということになる。その間に著作権者が自ら版面利用を必要とする局面とは、他の出版物に版面を流用する場合か、自らのホームページ等で利用する場合ということであろう。そのような場合であっても、中山提言③を設定する出版契約の中で取り決めておくことは十分に可能である。さらに設定期間終了後は、著作権者による「版面」利用は自由となる。

「原稿」と「版面」との区別可能性の意義

さらに、上記各意見はいずれも、「原稿」と「版面」とは区別が困難であることに言及しているが、第三者が複製利用をするのは基本的に出版物の「版面」からである。無許諾利用すなわち海賊行為対策に関して、「原稿」と「版面」との区別を問題にする意味はないように思われる。従って「原稿」と「版面」が区別できないことで著作権者が不利益を蒙る局面は想定しにくい。

「出版物の複製利用などにも拡張する」ことの問題点

著作物を利用して出版物を作り譲渡することは、そもそも著作権者から出版者に利用許諾がなされてはじめて行われることである。出版は許諾するが、著作物を出版物として複製して譲渡することが問題だと考える著作権者はいないはずである。

そうだとすれば、著作権者が理解しづらいのは、「その複製利用などにも拡張する」(第5回資料1)の部分であろう。しかし、これまで説明されてきたとおり、中山提言③は、著作権者が許諾しやすい最小限の出版権設定という選択肢を著作権者に提供するものであり、同時に、雑誌等の電子も含めた海賊版対策に効力を持たせるための制度である。

一方、この拡張による影響が懸念される、現在円満に運営されている企業内複製等の許諾スキームについて、書協としては「企業内複製を含む出版物の複製利用について、現在のシステムに影響を及ぼす制度設計は望まない」(第5回資料3)という意見表明を行っている。

具体的には、仮に中山提言③が出版物の複製利用などに拡張された場合は、レコード製作者の権利における商業用レコードの二次使用の規定(法97条3項)のように、JRR C等の複製権集中管理団体を通してのみ許諾権利行使を行うという制度設計などが考えられる。

以上